



成年後見制度利用促進 ニュースレター

2025.10.3 発行

Vol. 39

本号掲載内容

1. 成年後見制度利用促進室長よりごあいさつ
2. 令和7年4月1日から後見事務報告書の書式が変更されました
3. 認知症の人の意思決定支援ガイドラインが第2版へ改訂されました
4. 令和7年度成年後見制度利用促進体制整備研修のご案内
5. K-ねっとのご紹介



成年後見制度利用促進室長よりごあいさつ



厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
占部 亮

7月8日付けで成年後見制度利用促進室長を拝命した占部と申します。

前職は内閣府沖縄振興局で沖縄のこどもの貧困対策等を担当しており、2年ぶりの厚生労働省への復帰となります。以前には老健局や障害保健福祉部でも勤務しておりました。

成年後見制度が施行されて四半世紀が経ち、今まさに制度の見直しに向けた検討が法制審議会で行われる中で、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや、身寄りのない高齢者等への対応など、喫緊の課題が山積しており、重責を担うことになったと身が引き締まる思いです。

先般とりまとめが行われた地域共生社会の在り方検討会議においては、日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業の新設や、中核機関の法令上の位置づけの明確化などの方向性を示しているところであり、今後、これらの具体的な内容について検討を進めて参ります。

事業や制度について考えるとき、行政官としては様々な制約の中で、ベストを尽くそうと考えていますが、何よりもその事業や制度を本当に必要としている人のニーズに応えられる内容になっているのか、常に自問しています。私事ですが、2年前に母が亡くなる数ヶ月前から、通院同行、当時利用していた居宅系サービス事業所から移行する先の施設探し、入所に至るまでの諸々の手続への対応、そしていわゆる死後事務に至るまでの大部分を対応することになったことがありました。その際、人が生きることに伴う様々なライフイベントとそれに伴う様々な手続、その負担の大きさを今更ながら痛感したものです。いわゆる身寄り問題への対応に当たっても、実際に支援の現場において何が起こっていて、何が必要とされているかを意識しながら、検討を進めて参ります。

また、そうした観点からは、各地域での取組を実際に見聞きすることが何よりも大事だと思っており、機会を捉えて視察に伺いたいと思っています。

どうぞよろしく申し上げます。





2

令和7年4月1日から後見事務報告書の書式が変更されました

令和7年4月1日より、成年後見人・保佐人・補助人が家庭裁判所に提出する「後見事務報告書」の書式が変更となりました。今回の変更では、書式が全国で統一されるとともに、内容も見直されています。新しい書式の詳細や記載方法については、各家庭裁判所からの案内やホームページ等でご確認ください。

なお、成年後見制度利用促進体制整備研修においても、新しい書式や考え方を順次反映していく予定です。引き続き、ご本人の意思を尊重した丁寧な後見等事務へのご支援をお願いいたします。

3

認知症の人の意思決定支援ガイドラインが第2版へ改訂されました



① ガイドライン改訂の背景と目的

2018年に策定された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第1版）」が、このたび「第2版」として改訂されました。本ガイドラインは、認知症の人が自らの意思に基づき、地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、支援者に求められる基本的な姿勢や方法を示したものです。

② 認知症基本法など新たな施策との連動

今回の改訂は、2023年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と、2024年に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」の理念を反映し、支援実践により役立つ内容へと大きく刷新されました。改訂の背景には、認知症の人の意思を尊重し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現という大きな方向性があります。

③ 「認知症になってもできることはある」という視点を踏まえた支援

第2版では、支援の対象者を専門職に限らず、地域で関わるすべての人と捉え、本人や家族にもわかりやすい表現が意識されました。また、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持

って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方（新しい認知症観）に立つ必要があることが示されています。こうした趣旨に鑑みれば、本人が自分らしく暮らしていくために本人の意思を尊重することが重要であり、それを具現化する一つの方法が意思決定支援です。本人が必要な場面で適切な意思決定の支援を受け、その意思がしっかりと周囲の人に共有され、尊重されていくことが重要です。こうした、意思の表出や意思決定を前提とする支援のあり方がより明確に示されています。

④ 内容構成と用語の整理

構成面でも整理が進められ、ガイドラインの趣旨・背景・使い手が誰かという説明がわかりやすく再編されました。また、代理・代行決定に関する考え方が本文に盛り込まれ、日常生活や社会参加における意思決定支援の重要性がより強調されています。

⑤ 支援プロセスや事例の充実

さらに、具体的な支援の流れやチーム支援のポイントを整理した図や説明も充実し、「伴走者」の役割やリスク対応の事前共有といった実務に即した記述が加えられました。理解促進のための別冊「事例集」も新たに作成されており、3つの新規事例が追加されています。



普及啓発・研修資料の整備

ガイドラインの活用に向けて

改訂に合わせて、ガイドラインの内容を学ぶ研修プログラムも刷新され、モデル研修を通じた効果検証が行われました。本人向け、市民向け、専門職向けのリーフレット等の普及啓発資料も作成されています。

このガイドラインは、認知症の人の尊厳を支え、地域共生社会の実現に向けた重要な指針です。ぜひ新しいガイドラインを活用して、地域全体での理解と実践の輪を広げていきましょう。

5つのガイドラインの概要

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
だれの ために？	●障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスが必要とする人	●認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	●人生の最終段階を迎えた人	●身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人	●成年被後見人 ●被保佐人 ●被補助人
だれに？	●事業者等	●周囲の人	●医療従事者介護従事者家族等	●医療従事者介護従事者成年後見人等	●成年後見人 ●保佐人 ●補助人 ●中核機関 ●行政職員等
どのような ときに？	日常生活・社会生活の意思決定の場面	日常生活・社会生活の意思決定の場面	人生の最終段階	入院・医療に係る意思決定が困難な場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為+付随した事実行為の場面
どのような 方法(姿勢)で？	チーム+本人の環境調整+本人による決定の支援	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明・実現支援	チーム+適切な情報提供+本人による決定の支援	同左	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明支援 <small>※表現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている</small>
本人の 意思確認が 難しいときは？	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)	推定意思・選好の尊重 <small>※代理代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記</small>	推定意思の尊重+本人にとっての最善の方針に基づく対応	同左	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について ①

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1 策定時期	平成29年3月	令和7年3月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年5月	令和2年10月	
2 誰の (意思決定)支援か	障害者	認知症の人 <small>※認知症と診断された場合に限り、認知機能の低下が疑われ、意思決定に支援を必要とする人を含む。</small>	人生の最終段階を迎えた人 本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの。	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3 ガイドラインの趣旨 (意思決定支援等の担い手を含む)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること。	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの。	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの。	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の職務の参考となるよう、成年後見人等に求められる役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すもの。	各ガイドラインの趣旨は様々なところにあるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている。



意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について ②

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
4 ガイドラインが対象とする主な場面	<p>①日常生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的な生活習慣に関する場面。 <p>②社会生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面。 	<p>①日常生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的な生活習慣や、日常のプログラムへの参加を決める場合など。 <p>②社会生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕事や趣味、地域での活動の確保、自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合や、一人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分するなど。 	<p>人生の最終段階における医療・ケアの場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2〜3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月〜数年で死を迎える場合がある。 ●どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による。 	<p>医療に係る意思決定の場面</p> <p>※主に、本人の意思決定が困難な場合について記述。</p>	<p>本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面</p> <p>例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定。 ②自宅や高額の資産の売却等、法的に重要な決定。 ③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいえない支出をする場合等。</p>	<p>A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインは、より非日常的な場面を対象とするイメージ。</p>
5 意思決定支援等のプロセス等	<p>可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①意思決定支援責任者の配置。 ②意思決定支援会議の開催。 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成。 ④サービスの提供。 ⑤モニタリングと評価・見直し。 	<p>本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人的・物的環境の整備（本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等）。 ②意思形成支援（適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援）、意思表明支援（意思を適切に表明や表出することへの支援）、意思実現支援（本人の意思を生活に反映することへの支援）。各プロセスで困難や疑問が生じた場合、チームによる会議を実施。 	<p>本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療従事者からの適切な情報提供と説明。 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い。 ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要。 	<p>本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支援チームの編成、本人への愚直説明とミーティングの準備等。 ②本人を交えたミーティングの開催。 ③本人の意思決定に沿った支援を展開。 	<p>各ガイドラインにおける意思決定支援の要素、プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通。</p>	

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について ③

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
6 (代理)代行決定 [※] について <small>※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと。</small>	<ol style="list-style-type: none"> ①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、根拠を明確にしたがら本人の意思・選好を推定。 ②本人の意思推定がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行う代行決定はガイドラインの対象外 ●なお、本人の意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできないうる重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。（「重大」か否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の確実性の観点から判断） 	<p>本人意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断（いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①家族等が本人意思を推定できる場合、その推定意思を尊重。 ②家族等が本人意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う。 ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。 	<p>①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う。</p> <p>②意思推定すら困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現すると本人に見逃すことができない重大な影響が生ずる場合等には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨記載。 ●その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からならざる代行決定等のプロセスについても記述。 	
7 (意思決定支援等における)成年後見人等の役割・関与の在り方	<ol style="list-style-type: none"> ①サービス提供者とは別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める。 ②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づく方針が相違しないよう、意思決定支援のプロセスに参加。 	<p>意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、本人及び家族・親族、福祉・医療・地域近隣等とともにチームとして日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う。</p>	<p>①契約の締結等（受診機会の確保・医療費の支払）。</p> <p>②身上保護（適切な医療サービスの確保）。</p> <p>③本人意思の尊重（本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加等）など。</p> <p>※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体を持って関与。 ②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるように、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●後見人等について、A・Bのガイドラインでは主として他・関係者とともに意思決定支援のプロセスに関与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載。 ●Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載。 	

今後、成年後見制度利用促進体制整備研修などでも、広く周知されるものとなります。
意思決定支援については、成年後見はわかりサイトにも掲載があります。ご活用ください。

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>





4

令和7年度 成年後見制度利用促進体制整備研修のご案内

今年度の「成年後見制度利用促進体制整備研修」が始まります。本研修は、成年後見制度に関する基礎知識から実務までを体系的に学び、相談対応や地域連携ネットワークの推進に必要な力を養うことを目的としています。基礎研修では、制度の全体像、市町村長申立ての手続き、協議会運営など、実務の土台を学びます。応用研修では、任意後見や受任調整、後見人等の支援体制づくりなど、より発展的な課題を扱います。さらに、都道府県職員や専門職を対象としたアドバイザー研修も実施し、都道府県の機能強化につなげます。特に、中核機関が未整備の市町村や、今年度の人事異動で新たに担当となった職員の皆様には、受講を強く推奨しています。各研修の概要は下表をご参照ください。

研修サイト <https://www.jmar-form.jp/kouken/>

研修名	主な対象者	研修内容	日程 (予定)	ライブ 配信定員
基礎研修	市区町村担当職員 中核機関職員 希望する都道府県職員・アドバイザー等	成年後見制度の全体像や基本的な考え方、市町村の役割など、相談対応に必要な基礎知識を学ぶ研修。	10月8日 10月27日 10月31日	600名
応用研修	市区町村担当職員 中核機関職員 希望する都道府県職員・アドバイザー等	任意後見、支援チーム形成、支援チームのモニタリング・バックアップなど、実践的・専門的な分野を深掘りし、地域での実務力を高める研修。	11月7日 12月1日 12月9日	600名
都道府県担当職員・都道府県専門アドバイザー研修(①～④の4種類の研修で構成)				
①意思決定支援研修担当 アドバイザー研修	都道府県担当職員 都道府県社会福祉協議会担当 都道府県専門アドバイザー 関係団体職員 希望する市区町村職員、中核 機関職員等	意思決定支援研修を企画・実施するアドバイザー向けに、制度動向やガイドラインの活用を学び、研修設計や相談対応力を養う研修。	10月15日	150名
②都道府県担当職員・体制 整備アドバイザー研修		都道府県担当者とアドバイザーが、中核機関や市町村支援の体制整備を進めるために必要な実践力を習得する研修。	11月13日	150名
③権利擁護支援総合アドバ イザー研修		都道府県の権利擁護支援の要となるアドバイザーを育成し、虐待・消費者被害・生活困窮・セルフネグレクトなど多様な課題への対応や現場での支援力を強化する研修。	1月9日	150名
④総合演習		複雑な事例対応を想定し、都道府県職員とアドバイザーの連携や、地域課題を見出す力を養う実践的演習。	1月14日	380名
後見人等への意思決定 支援研修	親族後見人 市民後見人 関係団体職員 中核機関職員 市区町村担当職員 都道府県担当職員等	後見人等が本人の意思を尊重した支援を実践できるよう、意思決定支援の基本と実践方法を学ぶ研修。	1月21日	500名



5

K-ねっとのご紹介

K-ねっとは、第二期計画に基づいた権利擁護支援体制づくりに向けて、中核機関等のみで解決できない課題に対して、二次的な相談窓口として専門的な助言を行うなどのサポートを行っています。

都道府県や都道府県社会福祉協議会等のアドバイザーのみなさまからの相談も受け付けております。ご活用ください。



権利擁護支援体制全国ネット

Kねっと事務局

(運営: 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

☎ 03-3580-1755

受付時間: 月曜～金曜 9:30-17:30

✉ k-net@shakyo.or.jp

🔍 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進



厚生労働省のホームページでは次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進会議・専門家会議
- 基本計画・施策の実施状況等
- 資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター
- 自治体事例紹介
- 意思決定支援に関するガイドライン等
- 通知・事務連絡等(令和3年3月以降)